

# 教職課程

## 教職課程（大学院）

### 1 本学で取得できる教員免許状の種類と教科

#### 1. 1 大学院 工学研究科

研究科	専攻	免許状の種類と教科
工学研究科 博士前期課程	システム工学専攻	中学校教諭専修免許状 (技術)
		高等学校教諭専修免許状 (情報) 又は (工業)
	電子工学専攻	中学校教諭専修免許状 (技術)
		高等学校教諭専修免許状 (工業)
	応用化学専攻	中学校教諭専修免許状 (理科)
		高等学校教諭専修免許状 (理科)

なお、詳細については、教職ガイダンスで確認をしてください。

### 2 教職課程の履修登録方法

教員免許状を取得するためには、本学の教職課程に登録する必要があります。教職課程の登録は、1年次に行ってください。

入学した専攻で取得できる専修免許状の種類と教科と一種免許状を取得している種類と教科が異なる場合は、専修免許状を取得することはできません。

また、専攻によっては、専修免許状を取得できる・取得できない研究室〔教育研究分野〕がありますので、専修免許状の取得を希望される学生は、事前に教務課教職課程で確認してください。

#### 2. 1 教職ガイダンス（個別指導）

毎学期に行われる教務ガイダンス終了後に、教務課教職課程で教職ガイダンス（個別指導）を行います。

#### 2. 2 「教職課程履修者登録票」の提出

教職ガイダンス時に、「教職課程履修者登録票」を配布します。必要事項を全て記入し、教務課教職課程へ提出してください。

#### 2. 3 教職授業料の納入

本学の教職課程に初めて登録する時は、「教職課程履修者登録票」と一緒に教職授業料として、免許1教科の場合25,000円を納入します。また、同校種の免許教科を1教科追加する場合は5,000円、別校種の免許を1免許追加する場合は10,000円を納入しなければなりません。

なお、いったん納入された教職授業料は返還しません。

本学の学部在籍時又は科目等履修生時に、本学の教職課程に登録しており、引き続き教職課程に登録する場合は、教職授業料の25,000円を納入する必要はありません。

## 2. 4 教職課程からの連絡等について

教職課程からの連絡等については、基本的には「26号館前の掲示板」及び「30号館1階掲示板」で連絡します。毎日必ず、教職課程の掲示板を確認してください。

## 3 教員免許状取得に必要な単位の修得方法

専修免許状を取得する場合、前項の「1. 教職課程の履修登録方法」に記載している手続きの他に、次の表のとおり「基礎資格（修士の学位を有すること）」及び「免許法施行規則第66条の6に定める科目」、「教科に関する科目」、「教職に関する科目」、「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位の修得が必要となります。

一種免許状を取得している場合には、工学研究科規程別表2に記載している「各専攻で定める専修免許状取得のための教科に関する科目」の科目の単位を24単位修得する必要があります。

【教員免許状取得に必要な科目の単位数】

免許状の種類	基礎資格	免許法施行規則第66条の6に定める科目	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目		合計
中学校教諭一種免許状(各教科)	学士の学位を有すること	8単位	20単位	31単位	8単位		67単位
中学校教諭専修免許状(各教科)	修士の学位を有すること	一種免許状取得				24単位	91単位
高等学校教諭一種免許状(各教科)	学士の学位を有すること	8単位	20単位	23単位	16単位		67単位
高等学校教諭専修免許状(各教科)	修士の学位を有すること	一種免許状取得				24単位	91単位

### 3. 1 基礎資格

「基礎資格（学士の学位を有すること）」は、本学の大学院工学研究科博士前期課程を修了することで充足されます。

### 3. 2 免許法施行規則第66条の6に定める科目

- (1) 「一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。
- (2) 「一種免許状」を取得していない場合には、工学部学生便覧の教職課程に記載している「各専攻で定

める免許法施行規則第66条の6に定める科目」の科目の単位を修得する必要があります。この場合、学部の科目等履修生の手続きが必要です。

### 3. 3 教科に関する科目

- (1) 「一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。
- (2) 「一種免許状」を取得していない場合には、工学部学生便覧の工学部規程別表IVに記載している「各学科で定める教科に関する科目」の科目の単位を修得する必要があります。この場合、学部の科目等履修生の手続きが必要です。

### 3. 4 教職に関する科目

- (1) 「一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。
- (2) 「一種免許状」を取得していない場合には、工学部学生便覧の工学部規程別表IVに記載している「教職に関する科目」の科目の単位を修得する必要があります。この場合、学部の科目等履修生の手続きが必要です。

### 3. 5 教科又は教職に関する科目

- (1) 「一種免許状」を取得している場合には、既に充足されています。
- (2) 「一種免許状」を取得していない場合には、工学部学生便覧の工学部規程別表IVに記載している「各学科で定める教科に関する科目」・「教科又は教職に関する科目」の科目の単位から、中学校教諭一種免許状の場合は8単位以上、高等学校教諭一種免許状の場合は16単位以上を修得する必要があります。この場合、学部の科目等履修生の手続きが必要です。
- (3) 大学院在籍時は、工学研究科規程別表2に記載している「各専攻で定める専修免許状取得のための教科に関する科目」の科目の単位を24単位修得することで充足されます。